

都道府県知事・他の市区町村の本人確認情報の利用スケジュール及び利用方法

各都道府県や各市区町村により、利用状況が異なりますのでご注意ください。

利用開始時期	法律	利用事務	利用機関	具体的な利用方法	住民や行政のメリット
平成14年 8月以降順次	恩給法（他の法律 において準用する 場合を含む。）	年金である給付の支 給に関する事務	都道府県知事	年金の支給期ごとや申請や届出の際 に、都道府県知事が裁定する恩給の受 給権者及び加給年金額の対象者の本人 確認情報を利用することが考えられる	・恩給受給権者が都道府県知事に提出してい る受給権調査申立書について、市町村長の証 明を順次廃止する予定 ・年金の支給期前に、年金受給権者の現況を 確認し、年金の過払いを防止することができ る
平成14年 9月以降順次	消防法	危険物取扱者免状の 交付に関する事務 消防設備士免状の交 付に関する事務	都道府県知事	危険物取扱者免状又は消防設備士免状 に記載された氏名変更の申請の際、本 人確認情報を利用することが考えられ る	・本人確認情報によって確認できる場合、申 請者が、変更の申請の際に添付しなければな らない氏名の変更を証する書類を添付しなく てよい
平成14年 8月以降順次	旅券法	一般旅券の渡航先の 追加に関する事務 一般旅券の記載事項 の訂正に関する事務 一般旅券の査証欄の 増補に関する事務	都道府県知事	渡航先追加、記載事項訂正又は査証欄 増補の申請の場合、旅券が他の都道府 県で交付されたものである場合等申請 者が申請書に記載されている住所又は 居所に居住していることを確認する 必要があると認められるときに、本人 確認情報を利用することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、申 請者が申請書に記載されている住所に居住し ていることを確認するための住所又は居所を 立証する書類を提示又は提出しなくてよい
平成15年 4月以降順次	旅券法	一般旅券の発給 一般旅券の再発給	都道府県知事	一般旅券の発給等申請の際に本人確認 情報を利用する	・本人確認情報によって確認できる場合、申 請者が、添付しなければならない住民票の写 しを添付しなくてよい
平成14年 8月以降順次	職業能力開発促進 法	職業訓練指導員の免 許に関する事務 職業訓練指導員試験 の実施に関する事務 技能検定試験の実施 その他技能検定に関 する業務（同法第6 4条第2項の政令で 定めるものに限 る。）に関する事務	都道府県知事	職業訓練指導員の免許証の再交付の申 請や技能検定試験の合格証書の再交付 の申請等の際に、本人確認情報を利用 することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、申 請者が、再交付の申請の際に添付しなければ ならなかった氏名を変更したことを証する書 面を添付しなくてよい

平成15年 2月以降順次	家畜商法	家畜商の登録	都道府県知事	家畜商の登録又は免許の申請の際に、 本人確認情報を利用することが考えら れる	・申請者が添付しなければならなかった住民 票の写しを添付しなくてよい
		家畜商の免許			
平成14年 8月以降順次	建設業法	建設業の許可に関する 事務	都道府県知事	建設業の許可の申請や変更の届出の際 に、個人事業者、経營業務管理責任者 や営業所専任技術者の本人確認情報を 利用することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、 経營業務管理責任者として証明された者、 営業所専任技術者として証明された者の 氏名の変更の届出の際の氏名を変更した 者に係る戸籍抄本又は住民票の抄本を添 付しなくてよい
平成14年 8月以降順次	浄化槽法	浄化槽工事業の登録 に関する事務	都道府県知事	浄化槽工事業の登録の申請等の際に、 個人登録申請者や浄化槽設備士の本人 確認情報を利用することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、 浄化槽工事業の登録の申請及び変更の 届出に添付しなければならなかった個人 登録申請者及び浄化槽設備士の住民票 の写しを添付しなくてよい
平成14年 8月以降順次	宅地建物取引業法	宅地建物取引業の免 許に関する事務 宅地建物取引主任者 資格の登録に関する 事務	都道府県知事	宅地建物取引業の免許の申請、宅 地建物取引主任者資格の登録の申請等 の際に、申請者の本人確認情報を利用 することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、 宅地建物取引業の免許の申請、宅地建 物取引主任者資格の登録の申請等の際 に添付しなければならなかった住民票 の写しを添付しなくてよい
平成14年 8月以降順次	旅行業法	同法第24条の規定 により都道府県知事 が行うこととされた 事務の実施（旅行業 の登録）に関する事 務	都道府県知事	旅行業の登録の申請の際、申請者が 個人である場合、本人確認情報を利用 することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、 旅行業の登録の申請の際、申請者が 個人である場合添付しなければなら なかった住民票の写しを添付しなくて よい
平成14年 8月以降順次	公害健康被害の補 償等に関する法律	指定疾病の認定に関 する事務	都道府県知事・ 公害健康被害の 補償等に関する 法律第4条第3 項の政令で定め る市区	申請書、請求書又は届書の受理の際 に、本人確認情報を利用することが考 えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、 申請書、請求書又は届書に添えなければ ならない書類としての住民票の写し等 を添付しなくてよい
平成14年 8月以降順次	消防組織法	非常勤消防団員に係 る損害補償に関する 事務 非常勤消防団員に係 る退職報償金の支給 に関する事務	市町村長	市町村長の判断により、申請・届出 の受理の際等に、本人確認情報を利用 することが考えられる	・本人確認情報によって確認できる場合、 申請書、請求書又は届書に添えなければ ならない書類としての住民票の写し等 を添付しなくてよい